

令和 6（2024）年度結婚新生活支援補助金 Q&A

番号	質問	回答
1	所得とは何を指しますか。	所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した額の夫婦合算によります。 個人に複数の所得がある場合（例：給与収入と一時所得など）はこれらを合算します。 ・給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額 ・自営業者の場合：1年間の売上金額－必要経費
2	所得は、どの時点の証明書に基づいて確認すればいいですか。	申請の時点で発行されている直近の所得課税証明書により確認してください。 現在は、令和 6（2024）年度所得課税証明書で確認します。
3	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか。	所得課税証明書の期間と同一期間です。 令和 6（2024）年度は令和 5（2023）年 1 月 1 日から 12 月 31 日までです。
4	貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認しますか。	奨学金返還証明書により確認しますが、証明書の提出が困難な場合には、通帳等により返済額を確認します。
5	婚姻を機に退職をして現在、仕事をしていません。その場合、申告する所得はどうなりますか。	申請の時点において有職、無職に関わらず、夫婦合算の所得とします。
6	令和 6（2024）年 1 月 1 日時点で海外に居住していた等の理由により日本国内で課税されておらず、所得課税証明書が取得できない場合はどうしたらよいですか。	当該年の収入が確認できる資料（給与明細等）により、所得額を推計します。
7	契約した住宅の住所（みよし市）に引越しが終わっていない（住民票を異動させていない）が、補助の対象となりますか。	対象となりません。 夫婦 2 人とも住民票の住所が当該住宅の住所（みよし市）となっていることが必要です。

8	対象となる年齢は、いつの時点の年齢ですか。	婚姻日時点の年齢です。 ※年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。
9	婚姻前の住宅購入又はリフォームは補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、婚姻日より前に取得した住宅、契約したリフォームの場合、婚姻日前1年以内に契約したもので婚姻を機として取得した住宅、リフォームが対象となります。
10	複数回転居した場合は、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象となりますか。	初回のみを対象とします。
11	補助金の上限になるまで何度も申請できますか。	上限額に達していなくても初回限りです。上限額までの差額分を翌年度申請することもできません。
12	夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか。	対象となります。
13	再婚の世帯は対象となりますか。	補助の対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方がこの補助を過去に受けたことがある（他の自治体での補助を含む）場合は、対象となりません。 この補助を過去に受けた夫婦同士の再婚は補助の対象となりません。
14	生活保護受給世帯は対象となりますか。	対象となります。ただし、対象となる経費（住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用）について、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については対象外です。
15	公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本交付金の対象となりますか。	対象となります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とします。
16	婚姻日より前に夫婦の一方が住宅を取得（リフォーム）した場合、補助の対象になりますか。	対象となります。ただし、補助対象となるのは、婚姻を機として婚姻日前1年以内に契約したものに限りです。

17	婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、補助対象となるのは、婚姻を機とした同居開始後に生じた費用に限ります。 ※上記の「婚姻を機とした同居」とは、婚姻日前1年以内に同居した場合をいいます。
18	婚姻届提出前から同居している場合、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降ですか。	婚姻後に生じた費用に限りますが、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。 ※令和6（2024）年4月1日以降に支払われたものに限ります。 ※上記の「婚姻を機に」とは、婚姻日前1年以内に新たに物件を賃借して同居した場合をいいます。
19	夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。
20	親族が保有する物件を賃借又は取得した場合は対象となりますか。	対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約書により内容が客観的に確認でき、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。
21	夫婦または夫婦の一方が婚姻前からみよし市に住んでいて、婚姻を機に新居をみよし市に構える場合（市内転居）は対象となりますか。	対象となります。
22	夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となりますか。	対象となります。
23	婚姻を機とした同居のため、婚姻前に行った引越の費用は対象となりますか。	対象となります。
24	契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となりますか。	対象となりません。

25	契約名義人は夫婦の親ですが、夫婦のいずれか名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象となりますか。	対象となりませんが、夫婦名義で契約できないやむを得ない事情（未成年等）がある場合はご相談ください。														
26	婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる家賃等も補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅一軒（みよし市）に係る家賃等のみが対象となります。														
27	家賃等について対象となる費用はどのようなものですか。	<p>婚姻に伴う住宅取得費用は建物の購入（工事）費のみが、住宅賃借費用は、賃料（3か月分に限る。）、敷金、礼金、共益費（3か月分に限る。）、仲介手数料のみがそれぞれ対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="976 639 1960 1305"> <thead> <tr> <th data-bbox="976 639 1290 687">区分</th> <th data-bbox="1290 639 1630 687">経費の例</th> <th data-bbox="1630 639 1960 687">補助の取扱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="976 687 1290 842">住宅取得費用に付随して発生することが多い経費</td> <td data-bbox="1290 687 1630 842">土地購入代、住宅ローン手数料</td> <td data-bbox="1630 687 1960 842">対象外</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 842 1290 1114">住宅賃借費用に付随して発生することが多い経費</td> <td data-bbox="1290 842 1630 1114">駐車場代、物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料</td> <td data-bbox="1630 842 1960 1114">対象外</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 1114 1290 1305"></td> <td data-bbox="1290 1114 1630 1305">契約一時金、保証金</td> <td data-bbox="1630 1114 1960 1305">敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	経費の例	補助の取扱	住宅取得費用に付随して発生することが多い経費	土地購入代、住宅ローン手数料	対象外	住宅賃借費用に付随して発生することが多い経費	駐車場代、物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料	対象外		契約一時金、保証金	敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。
区分	経費の例	補助の取扱														
住宅取得費用に付随して発生することが多い経費	土地購入代、住宅ローン手数料	対象外														
住宅賃借費用に付随して発生することが多い経費	駐車場代、物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料	対象外														
	契約一時金、保証金	敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。														

28	勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、又は勤務先が所有する社宅等に入居し、給与天引きにより家賃相当額を負担している場合は対象となりますか。	対象となります。この場合、賃貸借契約書（社宅等の場合は入居申請書等、勤務先が発行した書類）で貸與人及び賃借人を、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っている又は給与から天引きされていることを、それぞれ確認することが必要となります。
29	勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当分の取扱いはどうなりますか。	住宅手当分は対象外となります。
30	住居のリフォームについて対象となる費用はどのようなものですか。	婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用とします。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とします。
31	夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。	所有者であることは要しません。ただし、夫婦の双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。
32	賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。	対象となります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用ではないものに限ります。
33	住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入し、代金を区分することができない場合はどうなりますか。	対象となるのは建物のみです。不動産会社等に確認し、建物だけの金額を明確にしてもらう必要があります。
34	住宅取得費用について、金融機関へのローン払い及び住宅メーカーへの一括払いはいずれも対象となりますか。	いずれも補助の対象となります（重複は除く）。補助対象となる経費は、婚姻日以降に支払ったものになります。ただし、婚姻日前1年以内に住宅取得が夫婦連名によりなされた場合は、取得日（当該日が補助対象期間の初日より前の場合は補助対象期間の初日）以降から補助対象とします。なお、上記はリフォーム費用について準用します。

35	引越費用について対象となる費用はどのようなものですか。	引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象外となります。(例：不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる、友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用)
36	結婚新生活支援事業補助金は課税対象となりますか。	対象となります。一時所得に該当し、他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、申告をする必要があります。
37	申請に必要な証明書等はどこで取得できますか。	<p>戸籍謄本は、本籍のある市区町村で取得してください。</p> <p>婚姻届受理証明書は、婚姻届を提出した市区町村で取得してください。</p> <p>所得課税証明書は、令和6(2024)年1月1日に住民票のあった市区町村で取得してください。</p> <p>※婚姻届受理証明書は発行できる期間が市区町村によって異なります。婚姻届を提出した市区町村へお問い合わせください。</p>
38	口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないです。どうしたらよいですか。	振込が確認できる通帳の写し等を提出してください。支払った方(口座名義人)や支払日、支払先、内訳、支払金額が確認できる書類が必要です。